

東京都における家庭的保育の現状及び課題に対する論点整理（東京都児童福祉審議会専門部会）

資料4

家庭福祉員制度の状況について

＜登録数・受託状況について＞

○家庭福祉員の登録数は横ばいで推移。

【登録数】 平成13年度 606人 ⇒ 平成18年度622人（約3%の微増）

○受託福祉員のうち約8割が児童3人までを受託、約2割が4~5人を受託。

二人当たり福祉員の受託児童数約2.2人

○○、1歳の受託児童の割合が高い。

・0歳児、1歳児⇒ 約8割

2歳児⇒ 約2割

○実施主体が区市町村のため、実施内容が一律ではない。また、実施していらない区市町村があり。

【未実施区市】 区部 4箇所 市部 6箇所

○待機児童の受け皿になっているため、年度中に受託児童が増加する傾向にあることから、年間を通じた安定的な受託が担保されない。

＜資格・設備基準等について＞

○自宅に、児童専用室として99㎡の部屋が必要。

○家庭福祉員全体のうち保育士・看護師が約半分、都独自で認めている教員は全体の約17%。

○資格がなく研修修了(121時間以上)による認定者は約40%。

○6歳未満の子どもがいる家庭は家庭福祉員になれない。

＜家庭福祉員への支援体制について＞

○研修の機会が少なく、また参加率も低い。相談体制も不十分。

・東京都実施 ⇒ ①認可外保育施設研修を家庭福祉員も対象にしている参加率が低迷。

・区市町村独自で実施 ⇒ 研修は努力規定のため、実施、内容にばらつき有。

○制度上、定員4人以上の場合は補助者を雇用することとしているが、定員3人以下の2割が補助者を利用。

○国制度の連携保育所の取組みが進まない。

・家庭福祉員の資格が都独自のため国制度に不適応。（国は保育士、看護師のみ）

その他の家庭的保育・子育て支援サービスの現状について

○民間事業者又は個人が独自に、保育者自身の自宅で家庭的保育事業（5人以下）を実施する場合は、東京都は届出対象（国は届出対象外）。

『その他の家庭的保育サービス』

○ベビーシッター等（派遣型、保育者の自宅で実施型）

ベビーシッター等が利用者の自宅で保育を行う場合と、保育者自身の自宅で保育を行っている場合。

財団法人子ども未来財團実施の「ベビーシッター育児支援事業」により保育を受けた場合は、助成金あり。

○NPO法人が行う会員制病児保育（派遣型、保育者の自宅で実施型）

病児・病後児保育は季節変動が大きく、安定的な運営が困難で取組みが進まないため、子育て家庭のニーズに

対応してNPO独自で会員制による病時・病後児保育を実施。

『参考』 ファミリーサポートセンター事業【実施主体：区市町村】
(実施区市町村) 区部22箇所 市町部25箇所
(提供会員計) 10,174人 (依頼会員) 46,394人 (両方会員) 1,788人

課題に対する論点整理

【課題1】

育児専用室の確保、資格など一定の要件があることや、年間を通して安定的な受託が担保されないことから家庭福祉員のなり手が増えない。また、実施していない区市町村があることなどから、都民（利用者）の制度に対する認知度が低く、利用者の拡充が図れない。

【課題2】

待機児童解消のため、多様な保育サービスの拡充が課題である。少人数の0歳から2歳児を保育する家庭福祉員制度は、低年齢児には有効な施策の一つであるが、どのように拡充していくべきか。

【課題3】

家庭福祉員を地域の保育ネットワークで支える取組みが必要であると考えられるが、保育所や子育て支援施設等との連携を含め、地域でのネットワーク等のしくみづくりはどうあるべきか。また、質の高い保育を提供するためにはどうすればよいか。

～民間独自の家庭的保育について～

民間が独自に実施している家庭的保育事業についての実態把握が困難である。しかし、利用者が、安心、安全な保育を受けるためのしくみづくりが必要。

○民間が独自に実施したスタッフが、スタッフの自宅や依頼者の自宅等での保育や、病児・病後児、一時保育といった多様な取組みを行っている実態があるが、こうした民間等の取組みをどう評価するか。また、こうした事業における保育の質を確保するためにはどうすればよいか。